

制限付一般競争入札を下記のとおり執行する。

入 札 公 告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定により、下記のとおり公告する。

令和 7 年 1 1 月 1 0 日

高槻市長 濱 田 剛 史

制限付一般競争入札要綱

業務名称	令和 7 年度高槻市定住促進プロモーション事業マーケティング調査業務
履行場所	全国各所
業務概要	別紙仕様書のとおり (高槻市ホームページよりダウンロードし、入手すること。)
履行期間	契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
入札参加資格	次に掲げる要件を全て満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。 (2) インターネットによるモニター調査の業務を履行した実績があること。 (3) 高槻市物品売買業者指名停止基準及び高槻市建設工事請負業者指名停止基準 (以下「高槻市指名停止基準」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。 (4) 高槻市競争入札心得第 3 条に該当しないこと。
仕様書等に関する質問及び回答	(1) 質問方法 仕様書等に関する質問がある場合は、「質問票(様式第 6 号)」を F A X または E メールにより提出すること。E メールでの提出の場合、事前に担当課へ連絡を行うこと。また F A X での回答の場合、F A X 送信後に必ず電話で到達確認を行うこと。 電話番号：0 7 2 - 6 7 4 - 7 8 3 0 F A X : 0 7 2 - 6 7 4 - 7 7 2 1 (2) 質問受付期間 令和 7 年 1 1 月 1 0 日(月)から令和 7 年 1 1 月 1 8 日(火)午後 5 時まで (3) 回答日時及び方法 令和 7 年 1 1 月 2 5 日(火)午後 5 時までに入札参加者にメールにて回答する。 なお、この質疑の回答をもって本要綱及び仕様書等の補足・追加とする。
入札参加資格審査申請書の提出	(1) 受付期間 令和 7 年 1 1 月 1 0 日(月)から令和 7 年 1 2 月 1 日(月)正午まで ※必着 (2) 提出方法 別紙 1 に掲げる書類を郵送(書留又は簡易書留)または持参により提出すること。 なお、様式については、高槻市ホームページよりダウンロードし、入手すること。

入札参加資格の審査および通知	(1) 入札参加申請の提出により入札参加資格を審査する。ただし、入札参加申請締切日時より審査の通知日までの間のいずれかの日において、「入札参加資格」の要件を満たさなくなった申請者の入札参加は、提出書類の内容に関わらず、認めない。また、入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。 (2) 通知期限 令和7年12月8日（月）まで (3) 通知方法 審査結果について、参加確認通知書をメールにて通知する。
入札及び開札等	(1) 入札日時 令和7年12月16日（火）午前10時30分から なお、入札回数は2回までとする。 (2) 入札場所 高槻市役所本館4階 入札室 (3) 入札手続き 入札当日に配布する入札書を使用すること。また、代理人が入札を行う場合は、委任状（様式第10号）を提出しなければならない。 （様式は、高槻市ホームページよりダウンロードし、入手すること。） (4) 開札 開札は、入札参加終了後、直ちに入札の場所において行う。 (5) その他 代理人が入札を行う場合は、委任状に押印した受任者が使用する印鑑を持参すること。
入札成立の条件	入札参加資格者が1に満たない場合は、入札不成立とする。
予定価格	非公表
保証金	(1) 入札保証金 必要（入札額の100分の3に相当する額以上。<u>ただし、令和7年度高槻市入札参加資格の承認を受けている場合等については、高槻市財務規則第99条に基づき、免除することができる。</u>落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札額の100分の3に相当する額以上を徴収する。） (2) 契約保証金 必要（契約金額の100分の5に相当する額以上。高槻市財務規則第117条に基づき、免除となることがある。） ※落札日より5営業日以内に納付すること。
落札者の決定	(1) 落札者の決定 開札の結果、予定価格の範囲内で、最も低い入札額を入れた者を落札者として決定する。 (2) 最低入札者が複数の場合 最低入札者が複数の場合、抽選して落札者を決定する。 (3) 落札者は、入札額の積算内訳を令和7年12月18日（木）までに提出すること。
契約書の作成	本市の定める様式により作成を要する。
無効の入札	次のいずれかに該当するなど、本要綱の定めのないもしくは定めに反する入札は無効とする。 (1) 本要綱に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札、並びに競争入札心得に示した条件等入札に関する条件に違反した入札 (2) 委任状を持参しない代理人の入札 (3) 入札金額、入札者の氏名、その他入札書の主要部分に不備がある入札又は判読できない入札

	(4) 予定価格を上回る入札 (5) その他不正行為により入札を行ったと認められる入札 (6) 入札参加資格を確認された者であっても、開札時点までに高槻市指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする
その他	(1) 本要綱に係る申請及び入札参加資格申請書の提出に係る費用は入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。 (2) その他、入札に関することは高槻市財務規則第100条に基づくものとする。 (3) 高槻市競争入札心得を順守すること。 (4) 契約に要する費用の一切は落札者が負担するものとする。 (5) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じたときは、入札を中止または延期することがある。 (6) 本要綱に係る詳細又は不明な点については、高槻市街にぎわい部観光シティセールス課に照会すること。なお、この入札の公平性に影響がある事項についての質問には回答しない。
問合せ先等	応募、入札等の手続きに関する不明な点等の問合せは下記に照会すること。 【担当部署】 高槻市 街にぎわい部 観光シティセールス課 担当 森下・多良 【所在地】 高槻市桃園町2番1号 【電話】 072-674-7830 【FAX】 072-674-7721 【ホームページ】 https://www.city.takatsuki.osaka.jp/ (注) 以下は、問合せや申請手続き等ができないので留意すること。 (1) 執務時間（午前8時45分から午後5時15分）外の時間 (2) 土曜日、日曜日等の休日

上記条件は全て公告日現在におけるものとする。

別紙 1 入札参加資格審査申請の提出書類

No.	書類名	複写	備考
1	入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）	不可	
2	実績調書（様式第 2 号）	可	
3	その他各様式に基づき必要となる添付書類	可	
No. 4 以降は令和 7 年度高槻市入札参加資格の承認を受けていない事業者のみ提出が必要となります（同資格の承認を受けている事業者は提出不要）。			
4	委任状（様式第 3 号）	不可	契約に関する権限を支店長等に委任する場合のみ提出が必要
5	使用印鑑届（様式第 4 号）	不可	入札、契約の締結、代金の請求及び受領等に使用する印鑑
6	印鑑証明書	可	令和 7 年 1 月 1 日以降発行されたもの 拡大・縮小コピーは不可
7	商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）	可	令和 7 年 1 月 1 日以降発行されたもの 履歴事項全部証明書でも可
8	財務諸表	可	※ 1 参照
9	法人税及び消費税の納税証明書（その 3 の 3）	可	※ 2 参照
10	高槻市税の完納証明書	可	令和 7 年 1 月 1 日以降発行のもの 高槻市内に事業所等のある法人のみ提出が必要。※ 3 参照
11	暴力団排除に関する誓約書（様式第 5 号）	不可	「誓約書」を提出いただけない場合、 申請の受付は行いません。 ※押印は不要です。

※ 1 直近 1 年間の財務を示す下記のものが必要となります。

①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書

※ 2 国税に関する納税証明書の請求先は税務署になります。請求方法の詳細については直接住所を管轄する税務署へお問い合わせください。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、国税の徴収猶予を受けた場合は、納税証明書の提出に代え、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その 1）」を提出してください。

※ 3 高槻市税の完納証明書の請求先は高槻市税制課（総合センター 1 階 23 番窓口 TEL 072-674-7824）となります。（高槻市内に事業所等のある法人のみ提出が必要です。）

申請する場合は、次のことに注意してください。

- I. 窓口に来られる方の「本人であることを確認できる書類」（例：運転免許証、健康保険証等）が必要です。
- II. 法人の場合、法人の代表者印（実印）が必要です（代表者印（実印）が押印された税証明交付申請書または委任状をご持参された方は、実印は不要です）。
- III. 代理人が申請する場合、委任状と代理人の本人確認のできるものがが必要です。
- IV. 金融機関等で納付いただいてから市で収納確認ができるまでに最長 2 週間程度かかりますので、市税納付後すぐに証明書を請求される場合、金融機関等で納付の方は領収証書を、口座振替をご利用の方は引き落としされたことが確認できる預金通帳等をご提示ください。
- V. 新規に高槻市内に本店、支店等を開設した法人で、高槻市税の納税義務が未だ発生していない法人が証明書を申請する場合は、高槻市税制課に受理された法人等設立開設申告書（控用）をご提示ください。

別紙2 スケジュール

- 1 公告（実施要綱（本書）、仕様書等の配布開始）
- 2 仕様書等に関する質問受付
- 3 入札参加資格審査申請（参加する場合、必ず申請が必要です）
令和7年11月10日（月） から



- 4 仕様書等に関する質問の締切
令和7年11月18日（火） 午後5時まで



- 5 仕様書等に関する質問に対する回答
令和7年11月25日（火） 午後5時まで



- 6 入札参加資格審査申請の締切
令和7年12月1日（月） 正午まで



- 7 高槻市から入札参加可否の連絡
令和7年12月8日（月）までに連絡がない場合は、ご連絡
ください。



- 8 入札及び開札
令和7年12月16日（火） 午前10時30分



- 9 契約